

平成 24 年度以降の介護職員の処遇改善について

急速に進む高齢化の中で、介護を必要とする高齢者の一層の増加が見込まれることから、介護サービスを担う人材を確保し、その定着促進を図ることが喫緊の課題となっている。

また、介護分野における質・量両面にわたる人材確保を図るため、他業種との賃金格差の是正や資格取得を進め、介護分野を専門性に基づく産業に成長させていくことが重要である。

こうした中、国は平成 21 年度介護報酬改定によって介護職員の処遇改善を図ったところであるが、更なる改善を図るため、国の介護職員処遇改善等臨時特例交付金に基づき創設された介護職員処遇改善交付金事業は、実施期間が平成 23 年度までとされていることから、平成 24 年度以降も確実に賃金の改善につながる措置を講じる必要がある。

そのため、来年度以降の介護職員の処遇改善について、下記のとおり申し入れる。

記

- 1 平成 21 年度介護報酬改定及び介護職員処遇改善交付金の効果と課題を十分に検証した上で、平成 24 年度介護報酬改定に当たっては、報酬改定による恒久的な処遇改善策を講じること。
- 2 その際、介護報酬の改定が確実に処遇改善につながることを担保されるよう、キャリアパスの定着、処遇改善状況の確認等の仕組みを構築するとともに、急激な保険料の上昇と地方の負担増を招かないよう、国が財政責任を果たすこと。
- 3 なお、こうした措置が講じられない限り、介護職員処遇改善交付金について、現行の課題等を見直した上で継続すべきであること。

平成23年 7 月 4 日

全国知事会

社会文教常任委員会委員長

栃木県知事 福田 富一